

詐欺電話に対する対策として…

防犯機能付電話機購入費用の一部を補助します

1. 補助対象機器

発信者番号表示機能（いわゆるナンバーディスプレイ機能）に加え、次のいずれかの機能を有する電話機器

- 通話を録音する機能
- 防犯機能を備えていることを発信者に通告する機能
- 呼び出し音が鳴る際に、特殊詐欺に気を付けるよう注意喚起してくれる機能
- 非通知電話や、電話番号未登録の番号からの電話であることをアナウンスしてくれる機能
- 特殊詐欺である可能性がある番号からの着信を拒否する機能

2. 申請条件（以下の全てを満たす方）

- ☐ 防犯機能付電話機の購入日～申請日まで、継続して稲城市に住民票がある方
- ☐ 申請日時点において、発信者番号表示機能を契約した70歳以上の方（70歳以上の方と同一世帯員である方を含む）
- ☐ 令和7年4月以降に防犯機能付電話機を購入し、本補助金の申請が購入日から1年以内の方

3. 補助金額

購入金額の1/2（上限5,000円・1円未満切り捨て）

（注1）70歳以上の方、一人につき1台までです。

（注2）補助対象となるのは、電話機及び付属機器にかかる費用（税込）のみです。

発信者番号表示機能のサービス料といったランニングコストや、送料、設置手数料は対象外です。

（注3）ポイント利用した場合は、当該ポイント分は補助対象外です。

4. 申請に必要なもの

- ①申請書 ②領収書その他支出の事実を証する書類 ③振込先口座がわかるもの

5. 申請方法

市役所5階 総務契約課へ持参

または

右QRコードからweb申請

